

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年6月1日)

陳情4年交流人口第16号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－16 (R4.5.25)	交 流 人 口	羽田－鳥取路線の運航航空会社について	

▶陳情事項

ANA（全日本空輸株式会社）が羽田－鳥取路線の運航サービスを独占販売していることは不当である。鳥取県議会はJAL（日本航空株式会社）やLCC（低予算型航空会社）など他航空会社に誘致をし、ANAに競争させること。

▶陳情理由

ANAは羽田－鳥取、鳥取－羽田間の運航サービスを独占している。それが故に利用者に対するサービス精神が低い。また、料金設定もANAの思うままであるが、これが公平なビジネスとは言い難い。

ANAのサービスで不愉快な思いをし、二度と利用したくないと思っても航空会社を変えられない現実は、不都合である。

▶提 出 者

東京都大田区 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

交流人口拡大本部（観光交流局観光戦略課）

【現 状】

- 1 現在、羽田・鳥取路線を運航している航空会社はANA（全日本空輸株式会社）のみである。
- 2 航空法第百五条第一項では、「本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。」と規定され、運賃については、原則、航空会社の経営判断に委ねるものとされている。
- 3 航空法第百五条第二項では、「国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。（略）二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。」と規定され、不当な運賃については、国土交通大臣が変更を命令することができるものとされている。
- 4 航空法第百七条の二第一項では、「国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運航計画（路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時その他の国土交通省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。」と規定され、路線の設定は、原則、航空会社の経営判断に委ねるものとされている。

【県の取組状況】

- 1 運賃は航空法に基づき航空会社が定めており、県では地元経済団体とともに運賃低廉化について働きかけを行っている。
- 2 他の航空会社に対して、新規路線の開設について働きかけを行っている。

※参考法令：航空法第百五条（運賃及び料金）、第百七条の二（運航計画等）